

○東京情報大学大学院学則

制 定 平成 4 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 東京情報大学大学院(以下「本大学院」という。)は、急速に進展しつつある情報社会の将来を見据え、情報に関する広範かつ高度な専門知識を有し、創造性豊かな研究能力及び開発能力をもつ人材の育成を目指し、現代実学主義の精神に基づき、経営情報、環境情報、情報システム、情報文化の諸分野における教育・研究を行うことを目的とする。

(課程の区分及び修業年限)

第 2 条 本大学院に標準修業年限を 5 年とする博士課程を置く。博士課程は、前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分する。

2 前期 2 年の課程は、これを博士前期課程といい、後期 3 年の課程を博士後期課程という。

3 博士前期課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(自己評価等)

第 3 条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うため、本大学院に自己点検評価委員会を置く。

3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

第 2 章 研究科・専攻・収容定員及び在学年限

(研究科・専攻及び収容定員)

第 4 条 本大学院に総合情報学研究科を置き、総合情報学専攻を設ける。

2 前項の専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合情報学研究科	総合情報学専攻	15 名	30 名	3 名	9 名

(在学年限)

第 5 条 学生は、博士前期課程にあつては 4 年、博士後期課程にあつては 6 年を超えて在学することができない。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育方法及び授業科目)

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 本大学院において開設する授業科目は、別表第1のとおりとする。

3 授業科目の選択にあたっては、予め指導教授及び指導准教授の指示を受けなければならない。

(試験及び評価)

第7条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 学業成績の評価は、優、良、可、不可をもって示し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の計算方法)

第8条 各授業科目に対する単位数の計算方法については、東京情報大学学則第13条の規定を準用する。

(教育職員免許状の取得及び種類)

第8条の2 本大学院に在籍し教育の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、本学で定める所要の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、別表第2のとおりとする。

3 第1項の履修方法等については、別に定める。

(他の大学院、研究所等における学修)

第9条 本大学院は、教育上有益であると認めるときには、他の大学院との協議に基づき、学生は当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修し修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院の修了に必要な単位数に算入することができる。

3 他の大学院での履修期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、協議の上、さらに1年に限り延長することができるが、履修の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 他の大学院の履修期間は、大学院の在学年限に算入する。

第10条 本大学院は、教育上有益であると認めるときには、学生は他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。

2 前項により研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生については、1年を超えないものとする。

第11条 前2条の規定により、履修又は研究指導を受けることを希望する者は、研究科委員会の意見を聴き、学長の許可を得なければならない。

第4章 課程修了の要件及び学位

(博士前期課程修了の要件)

第12条 博士前期課程修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について34単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として、これに関連する科目等について行うものとする。

3 第1項において、本研究科の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文の審査に代えることができるものとする。

(博士後期課程修了の要件)

第13条 博士後期課程修了の要件は、3年以上在学し、所定の授業科目について2単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年(前条第1項ただし書の規定による在学期間1年をもって博士前期課程を修了した者は2年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として、これに関連する科目等について行うものとする。

(学位論文の審査)

第14条 学位論文は、在学期間中に提出し、研究科委員会の議を経て審査を終了するものとする。

(学位論文審査委員)

第15条 学位論文の審査は、研究科委員会において、指導教授及び指導准教授から2名以上と関連科目担当教員又は学外適任者の中から1名以上の審査委員を選定し、これに当たらせる。

(審査要旨の提出)

第16条 前条の審査委員は、論文の審査についての意見を記載した審査要旨を研究科委員会に提出し、審議を受けなければならない。

(学位の授与)

第17条 本大学院の博士前期課程を修了した者には、修士(総合情報学)の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了した者には、博士(総合情報学)の学位を授与する。

3 前2項にかかわらず、学位論文が特定の分野あるいは学際領域分野の論文であると判定された場合は、学位名を当該分野の名称に変えて学位を授与することができるものとする。

4 前3項の学位の授与に関することについて、本学則に定めるほかは、学位規程の定めるところによる。

(論文博士)

第18条 本大学院において、博士課程を経ることなくして博士論文を提出する者には、博士課程における学位授与の方法に準じて、学位を授与することができる。

2 前項における学位授与については、別に定める学位規程によってこれを行う。

第5章 入学、休学、退学、転学、除籍、再入学、編入学

(入学時期及び入学資格)

第19条 入学の時期は、4月1日とする。

第20条 博士前期課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたる者
 - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で、22 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に進学又は入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者で、24歳に達したもの
- (入学者の選考)

第21条 入学志願者については、専門の科目について学科試験及び口述試験を行い、出身大学から提出される学業成績調査書における専門科目に関する成績とを総合して、選考の上入学を許可する。

(入学手続)

第22条 入学志願者は、指定の期日までに所定の様式に従い、入学願書、出身大学の学業成績調査書、健康診断書及び写真に検定料を添えて提出しなければならない。

第23条 入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓約書を提出し、入学金、授業料、その他の納付金を納入しなければならない。

(休学、退学、転学、除籍、再入学、編入学)

第24条 休学、退学、転学、除籍、再入学及び編入学に関する規定は、東京情報大学学則第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。

第 6 章 検定料、入学金、授業料、その他の学費

(検定料)

第25条 入学検定料は、別表第 3 のとおりとする。

(入学金)

第26条 入学金は、別表第4のとおりとする。

(授業料、その他)

第27条 授業料は、別表第5のとおりとし、4月及び9月の2期に分けて納入することができる。ただし、原級にとどまる場合は、その在籍する当該年次生の入学時に定められた授業料を適用する。

第28条 演習費は、別表第6のとおりとし、4月及び9月の2期に分けて納入することができる。ただし、原級にとどまる場合は、その在籍する当該年次生の入学時に定められた演習費を適用する。

第28条の2 整備拡充費は、別表第7のとおりとし、4月及び9月の2期に分けて納入することができる。ただし、原級にとどまる場合は、その在籍する当該年次生の入学時に定められた整備拡充費を適用する。

第29条 授業料、その他の学費で一旦納入されたものは、一切還付しない。

(学位論文審査料)

第30条 博士の学位を得ようとする者は、学位論文に次の各号の審査料を添えて提出しなければならない。

- (1) 博士課程による者 審査料は免除
- (2) 博士課程を経ないで論文を提出する者 300,000円
- (3) 博士課程に最低学年数以上在学し、所要の単位を修得して退学した者が、論文博士として論文を提出するとき。
 - ア 退学したときから1年以内の場合 審査料は免除
 - イ 1年を超えて、7年以内の場合 150,000円
 - ウ 7年を超えた場合 300,000円

第7章 教員組織及び運営組織

(授業及び研究指導の担当)

第31条 本大学院における授業及び研究指導は、大学院総合情報学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定した本学の教授、特任教授及び准教授が担当する。ただし、必要がある場合には、助教に授業及び研究指導を担当させることができる。

- 2 研究指導を担当する教授及び特任教授を指導教授、また准教授を指導准教授と称する。
- 3 必要により、他の大学院教員有資格者に授業の担当を依頼することができる。

(研究科委員会)

第32条 本大学院に大学院総合情報学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

- 2 研究科委員会は、大学院総合情報学研究科の指導教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士論文の審査に関する事項及び博士後期課程に関する事項を審議する研究科委員会は、博士後期課程の指導教授をもって組織する。

第33条 研究科委員会は、総合情報学研究科委員長が主宰し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を

聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 2 前項に規定する教育研究に関する重要な事項は、東京情報大学大学院総合情報学研究科委員会規程に定める。
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会は、前項に規定する学長等の求めがない場合であっても、教育研究に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる。
- 5 研究科委員会は、教育研究に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任をもって、学長等に意見を述べなければならない。
- 6 研究科委員会に関するその他の事項は、東京情報大学大学院総合情報学研究科委員会規程に定める。

第8章 研究生，科目等履修生及び委託生 (研究生)

第34条 本大学院において特定事項を研究しようとする者がいるときは、学長が研究生として許可することがある。

- 2 研究生の在籍期間は3月以上1年までとし、引き続き研究を希望する場合はあらかじめ学長の許可を得なければならない。
(科目等履修生)

第35条 本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を願い出る者がいるときは、学生の学修をさまたげない場合に限り、学長が科目等履修生(以下「履修生」という。)として許可することができる。

- 2 履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した履修生には、その授業科目の所定の単位を与える。
- 3 履修生に関し本学則に定めるほかは、東京情報大学科目等履修生規程を準用する。
(委託生)

第36条 他の大学院の学生で、その大学院の委託により本大学院における授業科目中、特定の授業科目について研究を委託された学生がいるときは、学長が委託生として許可することがある。

- 2 官公庁又は研究所等からの委託による場合も前項と同様とする。ただし、そのときは、所属機関の委託書を提出しなければならない。
(選考料，登録料)

第37条 研究生，履修生又は委託生として在籍を希望するときは、履歴書及び本大学院所定の願書に必要事項を記載し、選考料10,000円を添えて願い出なければならない。

第38条 研究生，履修生又は委託生として在籍を許可された者は、在籍誓約書とともに登録料30,000円を所定期間内に納入しなければならない。
(指導料，履修料，その他)

第39条 研究生及び委託生の指導料は、別に定める。

- 2 履修生は、履修料として一単位につき、15,000円を所定期間内に納入しなければならない。

第9章 学年，学期及び休業日

(学年, 学期)

第40条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年は、前期と後期に分け、前期は毎年4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第41条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、休業期間中においても授業を行うことができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 学校法人の創立記念日(3月6日)
- (3) 創立記念日(12月23日)
- (4) 春季休業 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から9月20日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第10章 その他

(規定の準用)

第42条 本大学院運営に必要な事項で、本学則に定めのない事項については、東京情報大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の修士課程の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 18 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 19 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 27 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。ただし、別表第 1 に定める授業科目については、平成 27 年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 28 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

別表第1 (第6条関係)

総合情報学研究科 総合情報学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
システム・サイエンス情報系列	ソフトウェア工学特論		2
	人工知能システム特論		2
	ソフトコンピューティング特論		2
	組込みシステム特論		2
	分散・並列処理システム特論		2
	情報ネットワーク特論 A		2
	情報ネットワーク特論 B		2
	ネットワークセキュリティ特論 I		2
	ネットワークセキュリティ特論 II		2
	情報セキュリティ特論 A		2
	情報セキュリティ特論 B		2
	環境情報特論 A		2
	環境情報特論 B		2
	環境マネジメント特論		2
	環境リモートセンシング特論 A		2
	環境リモートセンシング特論 B		2
	空間情報特論		2
	音響メディア情報特論		2
	データベース特論		2
	オブジェクト指向システム特論 I		2
	オブジェクト指向システム特論 II		2
	ウェブアプリケーション特論		2
	画像情報特論		2
	情報数理特論 A		2
	情報数理特論 B		2
	複雑系情報科学特論		2
	データ解析特論		2
	ヘルスケア情報特論		2
	ヘルスケア情報管理特論		2
	ヘルスケア情報教育特論		2
診療情報学特論		2	
遠隔看護特論		2	
カルチャ・ビジネス情報系列	経営学特論		2
	経営戦略特論		2
	金融特論		2
	品質マネジメント特論		2
	マーケティング特論		2

	会計学特論		2
	監査特論		2
	経営数理特論 A		2
	経営数理特論 B		2
	流通産業特論		2
	人的資源特論		2
	リーガルリスクマネジメント特論		2
	社会情報特論 I		2
	社会情報特論 II		2
	マスコミュニケーション特論 I		2
	マスコミュニケーション特論 II		2
	社会哲学特論		2
	社会学史特論		2
	映像情報特論		2
	マルチメディア特論		2
	ヘルスケアイノベーション特論		2
教職	教育内容方法学特論		2
	教育心理学特論		2
	情報教育学研究		2
共通	情報哲学特論	2	
演習	総合演習	8	
	ヘルスケア情報学演習		2

総合情報学研究科 総合情報学専攻 博士後期課程

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
共通	情報哲学	2	

別表第2(第8条の2関係)

専攻	課程	免許状の種類及び教科	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
総合情報学専攻	博士前期課程	数学	情報・数学

別表第3(第25条関係)

検定料	30,000円
-----	---------

別表第4(第26条関係)

入学金	270,000円
-----	----------

別表第5(第27条関係)

授業料 (年額)	博士前期課程		博士後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
	780,000円	810,000円	840,000円	870,000円	900,000円

別表第6(第28条関係)

演習費 (年額)	博士前期課程		博士後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円

別表第7(第28条の2関係)

整備 拡充費 (年額)	博士前期課程		博士後期課程		
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次
	150,000円	150,000円	100,000円	100,000円	100,000円